

国際シンポジウム「新興国における腐敗防止と法」  
「香港における腐敗防止法制」

玄奘大学 2017年12月18日  
弁護士 絹川 恭久

1. はじめに：香港法の法源及び腐敗防止法制の全体像について
2. 賄賂防止条例：公職者に関する贈収賄について
3. 賄賂防止条例：全ての従業員に関する贈収賄について
4. コモンロー上の犯罪「**Misconduct in the Public Office**」について
5. **The Independent Committee against Corruption** について

資料

1. はじめに：香港法の法源及び腐敗防止法制の全体像について

歴史的に、香港は、アヘン戦争後の南京条約により1842年に香港島が英国【<sup>1</sup>】に割譲された後【<sup>2</sup>】、1997年7月1日に九龍半島・新界も含めて中華人民共和国（以下「中国」という。）に返還されるまで英国の施政権下にあった。1843年4月5日に香港で初めて英国施政権化の議会が開かれ、そこにおいて同日時点までの英国本国の全ての制定法が「総体として」香港に導入・施行され、同時に英国の先例に基づく規範としての「コモンローと衡平法（Common Law and Rule of Equity）」の概念も香港に導入された。また、1997年7月1日の中国への香港施政権返還に続いて、香港基本法に規定されるとおり、「返還前に香港で施行されている法律（制定法、コモンロー及び衡平法を含む）」が総体として維持されること、資本主義システムが50年間維持されることが保障されることとなった【<sup>3</sup>】。

従って、香港は、一定の例外を除き【<sup>4</sup>】、香港終審法院が香港法の最終の解釈権限を有する「独立した法域」であり、かつ、英国を中心に旧・現英連邦（Commonwealth）諸国・地域において一般に通用する法体系である、（大陸法と対置する意味での）いわゆる「コモンロー」が現在も適用されている法域（この意味での英国を含む旧・現英連邦諸国・地域を以下では「コモンロー圏」という。）である。

以上の帰結として、香港における腐敗防止法制も英国を含むコモンロー圏に範をとった法制度の形になっているが、読者にはそうした香港法の特徴をまず念頭に置いていただき

<sup>1</sup> グレートブリテン及びアイルランド連合王国のことを言う。本稿では単に「英国」と呼ぶ。

<sup>2</sup> 1860年に北京条約で九龍半島の一部市街地がさらに割譲され、1898年に九龍半島の残り部分を含む新界が99年間の期限で租借された。

<sup>3</sup> The Basic Law of the Hong Kong Special Administrative Region of the People's Republic of China（以下「Basic Law」という。） Article 5、8、18 参照。

<sup>4</sup> Basic Law 18、19 参照。

たい。

以下では、香港における腐敗防止に関する中心的な制定法である賄賂防止条例 (Prevention of Bribery Ordinance (Cap.201))<sup>【5】</sup> (以下「賄賂防止条例」という。) について論じ、続いて、公職者に関して賄賂防止条例を補完する位置づけとなる、コモンロー (成文化されていない判例法による法規範のことを意味する。以下本稿では、単に「コモンロー」という場合この意味で使用することとする。<sup>【6】</sup>) 上の刑事実体法である「公職における失当行為 (Misconduct in the Public Office)」 (以下「MIPO」という。) について俯瞰した後、最後に、上記二つの腐敗防止関係の刑事実体法を執行する機関である、The Independent Committee against Corruption (以下「ICAC」という。) について、各論じていくことにする。

なお、筆者の知る限り、香港の腐敗防止法制全般について論じた日本語による論考は本稿以外特に見当たらないため、本稿ではなるべく制度のたまかな説明をすることとし、細かな論点や事例の詳細の紹介は別の論考に譲ることとする。また、紙幅の関係上、本稿においては、定義及び判例の引用については全てを原典の文言どおり忠実に日本語に翻訳することはせず、適宜意識、抄訳、抜粋、部分的引用等としていることや、正確な定義や判例内容については読者に原典を確認する労をとっていただくことを念頭に置いていることはご容赦いただきたい。

## 2. 賄賂防止条例 (Prevention of Bribery Ordinance (Cap.201)) : 公職者に関する贈収賄について

### (1) 総論

香港の賄賂防止条例は、中国への施政権返還前の 1971 年に初めて制定・施行されており、従って必然的にコモンロー圏の同種の立法に類似し、またその強い影響を受けている。

賄賂防止条例は、後ほど記載するコモンロー (判例法) 上の犯罪である MIPO とともに腐敗防止法制に関する刑事実体法の主要部分を構成するが、大きく分けて、①公職者による、及び、それらに対する利益の授受及び公共機関の業務に係る利益の授受 (以下、単に「公職者に関する贈収賄」という。) を罰するものと、② (公職者及び民間人含む) 全ての従業員による、及び、それらに対する利益の授受 (以下、単に「全ての従業員に関する贈収賄」という。) をその内容としている。それぞれに独立した論点があるため、本稿では便宜上、公職者に関する贈収賄、全ての従業員に関する贈収賄、と二つに項を分けて論じていくこととする。

---

<sup>5</sup> (<http://www.hklii.org/eng/hk/legis/ord/201/>)

<sup>6</sup> コモンローという場合、大陸法に対置する意味で法制度として英国の法制度に類似する形態の英米法制度を指している場合と、制定法に対置される意味での判例法により形成された法規範を指している場合があるため、注意を要する。

(2) 公職者に関する贈収賄の条文等

賄賂防止条例における公職者に関する贈収賄についての条文は、賄賂防止条例の第 3 条から第 8 条、及び第 10 条が該当するが、条文理解の前提として重要となる文言の定義（賄賂防止条例第 2 条）を一覧にすると、以下のとおりである【<sup>7</sup>】（なお下表左列のカッコ内は香港法の中国語における名称である。）。

文言	定義
<b>advantage (利益)</b> (以下本稿では「Advantage」又は「利益」という。)	(a)金銭又は価値のある証券その他の財産による何らかの贈与、貸付、手数料又はコミッション等、(b)地位、雇用及び契約、(c)何らかの支払い、免除、放棄又は貸付、義務又は責任の弁済、(d)罰則からの保護を含む何らかの役務又は好意(ただし、entertainment (款待)を除く)(e)権限又は義務の行使又は不行使、及び(f)前記(a)から(e)についての条件付又は条件なしの申出、約束、誓約、但し Elections (Corrupt and Illegal Conduct) Ordinance (Cap. 554)による政治的寄付は含まない。
<b>entertainment (款待)</b> (以下本稿では「Entertainment」又は「接待」という。)	その場において消費される飲食の提供及びそれらと同時に提供されるその他何らかの接待。
<b>prescribed officer (訂明人員)</b> (以下本稿では「Prescribed Officer」又は「特定職員」という。)	(a)政府の元で給与を受ける地位 (office of emolument) を有する者、(b) (i)基本法において政府任命にかかる主席公職者、(ii)5A of the Exchange Fund Ordinance (Cap. 66)により任命された金融長官 (Monetary Authority) 等、(iii)公共役務委員会の議長、(iv)ICAC の職員、及び(v)司法職員推薦委員会条例附表 1 に記載される司法職を有する司法職員、香港終審法院長官任命にかかる司法職員、及び司法機構の全てのメンバー及び職員
<b>public body (公共機構)</b> (以下本稿では「Public Body」又は「公共機構」という。)	(a)政府、(b)行政会議、(c)立法会、(da)各区議会、(e)行政長官任命にかかる各委員会等の組織、(f)賄賂防止条例附表 1 (Schedule 1)【 <sup>8</sup> 】に規定する各組織。
<b>public servant (公職人員)</b>	Prescribed officer (特定職員) 及び Public Body(公共機構)の従業員、及び

<sup>7</sup> 文言の定義は全て賄賂防止条例第 2 条による。一覧の内容はその定義の逐語訳ではなく、大まかな概要を意識した者である。

<sup>8</sup> 本稿末尾の資料参照

<p>(以下本稿では「Public Servant」又は「公職人員」という。)</p>	<p>(a) (aa), (b) or (c)に規定する公共機構以外の公共機構のメンバー  (aa) 附表 2 (Schedule 2) 【<sup>9</sup>】に規定する公共機構の場合は、その役員又はその公共機構の運営責任を負ういずれかの委員会等のメンバー  (b) 倶楽部 (Club) 又は協会 (Association) である公共機構の場合は、その役員又は公共機構の運営責任を負うメンバー  (c) 何らかの条例に基づく教育機関である公共機構の場合、その役員又は一定の定義に含まれる委員会等のメンバー  但し、公共機構の株主であることや、倶楽部の投票権を持ったメンバーであること自体からは Public Servant (公職人員) とされない。</p>
---	--

なお、上記定義中、収受することが処罰対象となる「Advantage (利益)」のうちから、「Entertainment (接待)」、すなわちレストランやパーティ等の飲食の場での飲食や音楽などの提供による接待が除外されている点は注意を要する。また、賄賂防止条例においては「de minimis」ルールはないため、利益の価値の小ささによって免責とされることはない。なお、公共機構には、政府機関のほか、後掲する附表 1 に列挙される多数の公共機関 (水道、電気、公共交通機関、報道機関等の公共性の強いサービスを提供する企業体) が含まれており、その結果、公職人員には、政府機関の従業員のみならずそれら公共機関の従業員も広く含まれることに注意を要する。

これら定義を前提に賄賂防止条例における処罰対象となる公職員に関する贈収賄を列挙すると、以下のとおりとなる。

#### 第 3 条 (利益の誘引及び受領) 【<sup>10</sup>】

特定職員が、行政長官による一般的、特別的許可を受けずに、利益を誘引し又は受け取ること、  
を刑事罰の対象とする。

なお、「行政長官による一般的、特別的許可」は「The Acceptance of Advantages (Chief Executive's Permission) Notice 2010」に規定されている (内容については後述する)。

#### 第 4 条 (贈収賄) 【<sup>11</sup>】

(1) 香港内外で、正当な権限又は合理的理由なく、いずれかの者が、公職人員に対し、(i)当該公職人員の職務行為の行使又は不行使、(ii)当該公職人員又はその他の公職人員の職務行為の行使 (促進) 又は不行使 (妨害)、又は(iii)いずれかの者と公共機構の取引の促進又は妨害、に関する報酬等として、利益を申し出ること、

<sup>9</sup> 本稿末尾の資料参照

<sup>10</sup> (<http://www.hkllii.org/eng/hk/legis/ord/201/s3.html>)

<sup>11</sup> (<http://www.hkllii.org/eng/hk/legis/ord/201/s4.html>)

- (2) 香港内外で、正当な権限又は合理的理由なく、公職人員が、(1)に規定する各行為の報酬等として、利益を誘引し又は受け取ること、
- (2A) 香港内外で、正当な権限又は合理的理由なく、行政長官に対して(1)同様の行為の報酬等として、利益を申し出ること、
- (2B) 香港内外で、正当な権限又は合理的理由なく、行政長官が(1)同様の行為の報酬等として、利益を誘引し又は受け取ること、  
を刑事罰の対象とする。

但し、第4条(3)(4)において、特定職員（Prescribed Officer）以外の公職人員が利益の誘引又は受け取りした場合、事前又は事後速やかに雇用主である公共機構から許可をもらうことで免責されることとしている。

#### 第5条（契約の支援等に関する贈収賄）【<sup>12</sup>】

- (1) 正当な権限又は合理的理由なく、いずれかの者が、公職人員に対し、公共機構との役務提供又は物品供給契約又はその下請契約の促進等、又はそれらの契約に基づく支払いに影響を与える行為の報酬等として、利益を申し出ること
- (2) 正当な権限又は合理的理由なく、公職人員が、(1)に規定する各行為の報酬等として、利益を誘引し又は受け取ること、
- (3) 正当な権限又は合理的理由なく、行政長官に対して(1)同様の行為の報酬等として、利益申し出ること、
- (4) 正当な権限又は合理的理由なく、行政長官が(1)同様の行為の報酬等として、利益を誘引し又は受け取ること  
を刑事罰の対象とする。

#### 第6条（申出の取り下げのための贈収賄）【<sup>13</sup>】

- (1) 正当な権限又は合理的な理由なく、いずれかの者が、いずれかの者に対し、公共機構との役務提供又は物品供給契約の申出を取り下げることの報酬等として、利益を申し出ること
- (2) 正当な権限又は理由なく、いずれかの者が、(1)に規定する各行為の報酬等として、利益を誘引し又は受け取ること、  
を刑事罰の対象とする。

#### 第7条（競売についての贈収賄）【<sup>14</sup>】

- (1) 正当な権限又は合理的な理由なく、いずれかの者が、いずれかの者に対し、公共機

<sup>12</sup> (<http://www.hkllii.org/eng/hk/legis/ord/201/s5.html>)

<sup>13</sup> (<http://www.hkllii.org/eng/hk/legis/ord/201/s6.html>)

<sup>14</sup> (<http://www.hkllii.org/eng/hk/legis/ord/201/s7.html>)

構の競売に対する入札を取り下げることの報酬等として、利益を申し出ること  
(2) 正当な権限又は合理的な理由なく、いずれかの者が、(1)に規定する各行為の報酬等として、利益を誘引し又は受け取ること、  
を刑事罰の対象とする。

#### 第 8 条 (公共機構との取引継続中の公職人員への贈収賄)【<sup>15</sup>】

(1) 正当な権限又は合理的な理由なく、いずれかの者が、いずれかの政府機関を通じて政府と何らかの取引をしている際に、その政府機関に属する特定職員に対し、利益を申出ること  
(2) 正当な権限又は合理的な理由なく、いずれかの者が、その他の公共機構と何らかの取引をしている際に、その公共機構に属する公共人員に対し、利益を申出ること、  
を刑事罰の対象とする。

#### 第 10 条 (行政長官等の特別の罰則規定)【<sup>16</sup>】

(1) 行政長官又は特定職員である者、又はであった者が、  
(a) 現在又は過去の公的給与にふさわしくない生活水準を維持すること  
(b) 現在又は過去の公的給与にふさわしくない金銭的資源や財産を支配することは、これらについて裁判所に満足のいく説明ができない限り、刑事罰の対象とする。

#### (3) 公職者に関する贈収賄の説明

処罰対象となる公職員に関する贈収賄に関する条文は上記のとおりだが、以下に若干説明を補足する。

まず全体を俯瞰すると、第 3 条は、高位にある一定の職員（特定職員）に関して、一定の行為に関する報酬としてではなく、単なる利益の授受をすべて禁止するものである。第 4 条は贈収賄に関する一般的な規定であり、第 5 条から第 8 条は公共機構との契約、入札や公共機構との取引に不当な影響を与えることを特定の禁止するものである。第 10 条は、行政長官等、高位にある一定の職員（特定職員）の在職時の不正な蓄財等を禁止するものである。なお、香港行政のトップである行政長官については、第 4,5 及び 10 条のみが適用され、その他の条文は適用されないものとされている。また、第 3 条ないし第 5 条及び第 8 条は、特定職員または公共人員に対しての利益の授受を罰するものであるが、第 6 条及び第 7 条は、公共機構との取引の申出や入札に関して、公共職員ではない者（条文上は「いかなる者」という文言を使う）同士で利益を授受することを禁止しているものである。厳密に言うと、第 6 条及び第 7 条は公職員に対する贈収賄と異なるが、公共機構との取引や公共機構による入札が前提となっているため、本稿では「公職者に関する贈収賄」に含め

<sup>15</sup> (<http://www.hkllii.org/eng/hk/legis/ord/201/s8.html>)

<sup>16</sup> (<http://www.hkllii.org/eng/hk/legis/ord/201/s10.html>)

て論じることとしている。

なお、第 4 条ないし第 7 条のいずれの贈収賄の種類においても利益の授受が何らかの行為の報酬としてなされることが要求されるものの、被告人が各条に規定する行為の報酬等であると信じて利益を受け取ったことが立証された場合、当該行為の①権限や機会が実際にはなかったこと、②実際にそのような行為を行うつもりがなかったこと、③実際にそのような権限を行使しなかったこと【<sup>17</sup>】等は正当化事由にならず、これらによって刑事責任を免れることはできない（第 11 条）。

また、公職員に関する贈収賄のうち、第 4 条についてのみ、第 4 条(3)(4)において「公職員が利益の提供又は受取の事前又は事後速やかに自己が属する公共機構の許可を受けた場合」に免責を受けられる旨規定する（なお、第 9 条についても同様の免責がある。）。他方、第 5 条ないし第 8 条、及び第 10 条についてはこのような免責の規定はない。第 3 条については同様の免責規定はないものの、後述するとおり「行政長官による一般的、特別的許可」を受けた場合については処罰対象としないものとしている。なお、第 4 条(3)(4)の「事前又は事後速やかな許可」とは別に、第 4 条から第 8 条において「正当な権限又は合理的な理由」がある場合には処罰対象とならない旨規定するが、これは第 4 条(3)(4)の「自己が属する公共機構の許可」による免責とは異なる正当化要素を指している。この正当化要素の内容は個別具体的な事案によるが、その立証責任は、訴追側ではなく被告人側にあり、立証責任の程度は、民事裁判におけるものと同様、（合理的疑いを超える証明ではなく）「相対的な蓋然性の優位（balance of probability）」でよいものとされている（第 24 条）。

さらに、香港行政のトップである行政長官及び高位の公職者である特定職員等の一定の職員についての特別な規定として第 10 条がある。第 10 条では、利益の誘引又は受取行為自体ではなく、(a)現在又は過去の公的給与にふさわしくない生活水準を維持すること、(b)現在又は過去の公的給与にふさわしくない金銭的資源や財産を支配すること、を処罰している。この規定により、在職当時の「利益の受取や誘引」が発覚しなかった、或いは立証ができなかったとしても、公職にあったものが退職後に明らかに不相当に豪勢な生活をしている場合には処罰できることとなり、行政長官等の高官に対して在職時の蓄財に対する抑止的効果が期待されている。

#### (4) 第 3 条「行政長官による一般的、特別的許可」について

第 3 条について詳述すると、同条は特定の職務や公共機構の契約との関連性や、何らかの高位に対する「報酬として」という要件を要求することなく、特定職員（一定程度の高位にある公職者）が利益を受けること自体を処罰するものであるため、処罰対象が不必要

---

<sup>17</sup> 「quid pro quo」（見返り）ともいわれる。

に広がる可能性がある。したがって、「行政長官による一般的、特別的許可」がある場合を同条の処罰対象から除く建付けとしている。この「一般的、特別的許可」として、「The Acceptance of Advantages (Chief Executive's Permission) Notice 2010」（以下「本 Notice」という。）【<sup>18</sup>】が 2010 年 4 月 9 日に施行されている。これによると、金銭の贈与、割引、貸付、及び交通費の提供（以下「金銭等の利益」という。）以外の利益の授受については、全て事前に一般的許可が与えられている（同第 2 項(a)）（すなわち金銭等の利益以外の授受は第 3 条によっては処罰されない）。また、金銭等の利益の授受についても、一定の類型については本 Notice 第 3 項から第 7 項において、あらかじめ一般的許可が与えられている。

すなわち、本 Notice によると、特定職員は、一定範囲の親族からの金銭等の利益の受取（第 3 項）、両親及び妻子の雇用又は会員資格に基づく金銭等の利益の受取（第 4 項）、親しい友人その他の者からの（結婚式等の場面における）一定の範囲内の金銭等の利益の受取（第 5 項、第 6 項）、政府からの退職等の一定の場面における金銭等の利益の受取（第 7 項）について一般的許可を受けているため、賄賂防止条例 3 条違反とはならないこととなる。また、本 Notice 第 8 項は交通費以外の金銭等の利益の受取の特別的許可について、第 9 項は交通費の受取の特別的許可についてそれぞれ規定しており、いずれも、第 3 項から第 7 項において一般的許可が与えられていない場合であっても、事前又は事後速やかに許可権限者（Approving Authority）から個別に許可（特別的許可）を取得することで、賄賂防止条例 3 条による刑事処罰から免責される旨規定する。これら一般的許可、特別的許可によって、広範になりかねない賄賂防止条例第 3 条による処罰対象が不相当に拡大することを防止している。

もともと、本 Notice によって一般的、特別的許可が与えられて第 3 条により処罰されない場合であっても、また、その他の賄賂防止条例の構成要件に違反しない場合であっても、特定職員及び公共人員などの公職員が、自己が奉職している部門となんらかの関係がある近しい親戚から利益を受け取ること等は個人的な利害と公的義務の相反を生じさせかねないものであり、刑事責任とは別に公職員として別途懲戒処分の対象となりえる。また、同様の観点から、賄賂防止条例において Entertainment（接待）の享受は、賄賂防止条例による処罰の対象とならないものの、過度に豪勢な接待を受けることや頻繁に接待を受けることは公正な公的職務の遂行の阻害要因になりえるため、別途懲戒処分の対象となる可能性があり、Civil Service Bureau のガイドライン等においてもそれらは控えるように戒められている【<sup>19</sup>】。

なお、本 Notice に基づいて賄賂防止条例 3 条の刑事処罰の対象とならない一般的、特別的許可を受けた場合であっても、公職員が第 4 条以下の構成要件に該当する行為をした場合は、当然ながら第 4 条以下の構成要件に従って刑事処罰の対象となる点は注意を要す

---

<sup>18</sup> Acceptance of Advantages (Chief Executive's Permission) Notice 2010  
([http://www.csb.gov.hk/english/rcim/central/files/aan\\_e.pdf](http://www.csb.gov.hk/english/rcim/central/files/aan_e.pdf))

<sup>19</sup> Summary of the Regulatory Regime on Acceptance of Advantage and Entertainment by Civil Servant  
([http://www.csb.gov.hk/english/admin/conduct/files/aae\\_e.pdf](http://www.csb.gov.hk/english/admin/conduct/files/aae_e.pdf))



る。

#### (5) 国外犯処罰について

なお、第 4 条についてのみ「香港内外において」との国外犯処罰の文言があり、香港域外において利益の提供、受取行為がなされた場合であっても第 4 条に規定する行為に該当する場合を処罰の対象としている。その他の条文（第 3 条及び第 5 条ないし第 10 条（第 9 条含む））は、「香港内外において」という文言を欠くため、全て香港域内の行為のみ処罰対象とする。

なお、外国公務員に対する贈収賄に関して、外国公務員は賄賂防止条例の「公職人員」の定義には含まれないため、公職員に関する贈収賄の条文である第 3 条から第 8 条によっては処罰されない。しかし、外国公務員は、判例上、賄賂防止条例第 9 条の「Agent」の定義に含まれるとされており、公職人員以外も含む全ての従業員に関する贈収賄を対象とする第 9 条によりカバーされる。もっとも、第 9 条は国外犯、すなわち贈収賄行為が香港外で行われた場合を処罰対象としないため、結局のところ、「外国公務員に対しての利益の授受が香港域内で行われる」、という極めて限定的な場合のみ賄賂防止条例第 9 条の処罰対象となり、外国公務員に対する利益の授受が香港域外で行われる場合は対象とされない【<sup>20</sup>】。

なお、賄賂防止条例各条の処罰対象行為については、共謀罪（Conspiracy）も処罰される。すなわち、犯罪条例（Crimes Ordinance (Cap.200)）（以下「犯罪条例」という。）第 159A 条によると、香港法上必然的に犯罪行為となる行為について他の者と合意した場合は共謀罪が成立する、とされるが、合意の対象となる犯罪行為は「香港内で公判が行われる(Triable in Hong Kong)」行為でなければならない、とされる。従って、前述のとおり、「外国公務員について香港外で贈収賄を行う行為」は賄賂防止条例の処罰対象とならないため、「外国公務員について香港外で贈収賄を行う行為」を香港内で共謀することは、合意の対象となる犯罪が賄賂防止条例の処罰対象とならないので、共謀罪は成立しない。同様に、「香港外で賄賂防止条例第 4 条以外の贈収賄を行う行為」は処罰対象とならないところ、同行為をを香港内で共謀することは、共謀罪も成立しないことになる【<sup>21</sup>】。

#### (6) 企業の責任について

賄賂防止条例は、企業に対しても適用されうる。すなわち、「いずれかの者 (any person)」の定義には、自然人のみならず、会社形態によるものか否かを問わない、いずれかの団体も含まれる【<sup>22</sup>】ところ、同条例下の「いずれかの者 (any person)」を主語とする犯罪類型については、企業についても成立しうるものとされている。もっとも、賄賂防止条例には、

<sup>20</sup> Hong Kong Court of Final Appeal, B v Commissioner of the Independent Commission Against Corruption [2010] HKEC 122.

<sup>21</sup> Court of Appeal, HKSAR v Lionel John Krieger & Tam Ping Cheong James [2013] HKCU 2898

<sup>22</sup> Interpretation and General Clauses Ordinance (Cap.1) Section 3

行為者の故意・過失の立証を要せずに刑事責任を負わせる、いわゆる厳格責任（Strict Liability）の条文規定はない。したがって、企業に責任があるか否かを判断するにあたり、裁判所は、コモンロー（判例法）上の原則に従い、当該企業の支配権を有している役員が犯罪を犯した場合に、当該行為によって企業に刑事責任を負わせるか否かを判断しているものとされる【<sup>23</sup>】。

もともと、実際上の運用としては、会社自体に刑事責任を追及することはまれであり、当該贈収賄行為を行った自然人自身が訴追されることにより、企業にレピュテーションリスクや経済的損失が生じることによる間接的な制裁により、一定の社会的責任を企業が負うケースが多いものとされる【<sup>24</sup>】。

また、賄賂防止条例には、逆に企業やその従業員の行為について、取締役等何らかの役員に対して責任を負わせるための特別な規定はなく、この点もコモンロー上の原則に従って判断される。すなわち、自らの行為が正犯に該当する場合に処罰されるほか、会社や従業員など、他者の行為について、幫助犯や教唆犯（aid, abet, consult and procure）等の共犯が成立する場合にも処罰対象となる【<sup>25</sup>】。

### 3. 賄賂防止条例（Prevention of Bribery Ordinance (Cap.201)）：全ての従業員に関する贈収賄について

#### (1) 全ての従業員に関する贈収賄（賄賂防止条例第9条）について

賄賂防止条例は、前述したとおり同じ条例の中で、公職者に関する贈収賄（第3条ないし第8条、第10条）について規定するとともに、私人（Private Sector）を含めた、全ての従業員（条文上は「Agent」と定義される）の贈収賄行為についても第9条で規定するところに特徴がある。いわゆる商業賄賂の処罰や、外国公務員に対する賄賂（前記2. (5)参照）は第9条の規律するところとなる。

この点、第9条の条文について関連する定義として以下のものを念頭におく必要がある。

文言	定義
agent (代理人) (以下本稿では「Agent」又は「従業員」という。)	公職人員及び他者により雇用され、他者のために働く者全て。

<sup>23</sup> 「Identification principle」といわれる。Hong Kong Bribery & Corruption 2017 Global Legal Insights (<https://www.globallegalinsights.com/practice-areas/bribery-and-corruption/global-legal-insights---bribery-and-corruption/hong-kong>)参照。

<sup>24</sup> Norton Rose Fulbright, Business ethics and anti-corruption laws: Hong Kong <http://www.nortonrosefulbright.com/knowledge/publications/121092/business-ethics-and-anti-corruption-laws-hong-kong#section8>

<sup>25</sup> Criminal Procedures Ordinance (Cap. 221)

principal (主事人) (以下本稿では「Principal」又は「雇用主」という。)	(a)雇用者、(b)信託における受託者、(c)仮に人格があると見立てた場合の信託財産、(d)死亡した者の財産について受益的権益を有する何らかの者(e) 仮に人格があると見立てた場合の死亡した者の相続財産、及び(f)公共機構の従業員に關しての公共機構
---	--

文言は「Agent」「Principal」という文言を使うが、実際には官民含め、従業員とその雇用者の関係において議論されることが多いため、本稿ではあえて「従業員」「雇用主」という日本語の訳語を使う。これら定義をもとに、第9条は以下のとおり規定する。

#### 第9条 (Agent (従業員) に関する贈収賄) 【<sup>26</sup>】

<p>(1) いずれかの従業員 (Agent) が、正当な権限又は合理的な理由なく、(a)雇用主 (Principal) の事項又は営業に関して何らかの行為をすること又はしないこと、(b) 雇用主 (Principal) の事項又は営業に関して好意又は悪意を示すこと又は示さないことの報酬として、利益を誘引し又は受け取ること</p> <p>(2) いずれかの者が、正当な権限又は合理的な理由なく、いずれかの従業員 (Agent) に対し、従業員 (Agent) が(1)に記載する行為を行うこと又は行わないことの報酬として、利益を申し出ること</p> <p>(3) いずれかの従業員 (Agent) が、その Principal (雇用主) を欺もうする意図を持って(a) 雇用主 (Principal) の利害に関して、(b)重要な事項について、虚偽、間違い、欠陥を含む供述を含み、かつ、(c) 雇用主 (Principal) を誤解させる意図を持っていると従業員 (Agent) が知っている、領収書、帳簿又はその他の文書を使用すること、を刑事罰の対象とする。</p>
--

但し、第9条(1)(2)の従業員の利益の誘引又は受け取りは、事前又は事後速やかに雇用主から許可をもらうことで免責される (第9条(4)(5))。

#### (2) 全ての従業員に関する贈収賄 (賄賂防止条例第9条) の説明

第9条は、香港の公職人員・民間人・外国公務員を含む全ての従業員について、その贈収賄を禁止する。同条の趣旨としては、従業員の雇用主に対する忠実義務、雇用主の最大限の利益のために行動する義務、といった一種の信任義務 (Fiduciary) の違反、従業員の個人的利益と雇用主の利益との間に利益相反 (Conflict of Interest) 状況を作ること処罰することにあるとされている。このため、第4条と同様に、事前又は事後速やかに雇用主から許可をもらうことで免責を受けることができることになる。たとえば、飲食店従業員によるチップの受け取りは、もともと雇用主が (明示又は黙示) に許可している行為であるため問題とならないが、調達部門の担当者が雇用主に秘して発注の見返りにキックバックを受け取るような行為は同条の処罰の対象となる。上記のとおり第9条は従業員の雇用主に

<sup>26</sup> (<http://www.hkllii.org/eng/hk/legis/ord/201/s9.html>)

対する信任義務違反を罰する趣旨であるため、ある者が、従業員との間ではなく、雇用主、たとえば個人事業主の経営者や企業の最高責任者（すなわち利益の授受について許可する権限を有する者）との間で利益を授受する場合は処罰対象とせず、同条の違反とならない点に注意を要する。

なお、報酬を受け取ることに関して、当該行為の権限や機会が実際にはなかったこと等は正当化事由にならず、これらによって刑事責任を免れることはできない点（第 11 条）、「正当な権限又は合理的な理由」があることの立証責任は、訴追側ではなく被告人側にあり、立証責任は「相対的な蓋然性の優位（balance of probability）」でよいとされる点（第 24 条）は、公職員に関する贈収賄と同様である。

また、第 9 条は従業員の職務に関する利益の授受（第 9 条(1)(2)）に加えて、欺もうの意図で虚偽の領収書、帳簿又はその他の文書を使用することを禁止している（第 9 条(3)）が、これも忠実義務違反の類型のひとつである。これについて雇用主の許可が得られないことは明らかであるため、雇用主の事前又は事後速やかな許可による免責（第 9 条(4)(5)）は適用されない。

### (3) 「Principal（雇用主）の事項又は営業に関して」について

第 9 条(1)(2)の従業員に関する贈収賄が成立する要件としては、以下の 3 つの要素が必要とされている。

- ① 一定の行為の報酬として、
- ② 当該行為が雇用主の事項又は営業に関して、
- ③ 利益の誘引、受取又は提供がなされること

これらのうち、②の「当該行為が雇用主の事項又は営業に関して」の意義が近時争われた香港終審法院のケース【<sup>27</sup>】では、「雇用主の営業に向けられた行為」とは、「雇用主の利益にとって不利に働くような」委任関係の統一性を覆すような行為でなければならないものとした。但し、そのような「雇用主にとって不利」とは、雇用主にとっての差し迫った具体的な経済的損失である必要はなく、雇用主の負担で従業員が利益を得るようなものであればよい、とした。これをもとに、テレビタレントが、自分のトークショー番組をあるショッピングモールで開催するように仕向けたことによってショッピングモールから一定の謝礼的金銭を受け取った行為について、雇用主にとって不利に働くものではないため「雇用主（すなわちテレビ会社）の事項又は営業に関して」の利益の収受であることを否定し、第 9 条違反とならないものとした。この判例によると、従業員が雇用主の営業と関係なく、雇用主に不利益をもたらさない限りで利益を収受すること、すなわち一定の「内職」行為、は第 9 条の禁止するところではないことになる。

<sup>27</sup> Secretary for Justice v Chan Chi Wan Stephen FACC No. 18 of 2016

#### 4. コモンロー上の犯罪「公職における失当行為 (Misconduct in the Public Office)」について

##### (1) 総論

香港はコモンロー圏に属することから、香港では制定法によらないコモンロー（判例法）に基づいて一定の行為が刑事処罰の対象となる場合がある。公職員の収賄を含む公職にある者の「失当行為」について処罰する、コモンロー上の犯罪構成要件のひとつとして、「公職における失当行為 (Misconduct in the Public Office)」（MIPO）がある。この犯罪類型の起源は13世紀の英国までさかのぼるとされるが、現在でもコモンロー圏のうち英国、オーストラリアの一定の州【<sup>28</sup>】、及び香港では、公職員による一定の失当行為をMIPOにより、コモンロー上の犯罪類型として処罰・訴追する実務となっているとされる。

香港では、MIPOの構成要件は、近時の確立した判例で以下のとおり整理されている【<sup>29</sup>】。すなわち、MIPOが成立するためには、

- ① 公共の職員 (Public Official) が、
- ② その公職の過程又は公職に関して、
- ③ たとえば意図的に自らの義務を懈怠したり履行しなかつたりすることで、作為又は不作為により意図的に失当行為 (Misconduct) をなし、
- ④ 合理的理由や正当化事由がなく、かつ
- ⑤ 公職及び職位を有する者の責任、職務の公的目的の重要性、それら責任から乖離する性質・程度にかんがみて、そのような失当行為 (Misconduct) が瑣末ではなく重大であること、

という5つの要素が必要であるとされる。なお、③については、単なる過失ではならず、一定程度の主観的な帰責性がなければならず、公職員が違法であることを知っているか、或いは違法行為を行っているというリスクを意図的に無視したことが必要であるとする。

MIPOは、賄賂防止条例の公職者に関する贈収賄（第3条ないし第8条）の構成要件と一定程度重なる部分もある。しかし、その構成要件上は「利益の授受」を要求しておらず、「重大な失当行為」があった場合に処罰するものである。また、コモンロー（判例法）上の犯罪であるため、裁判所により、より柔軟な定義解釈が可能である。このため、賄賂防止条例の間隙を埋め、賄賂防止条例よりも広い範囲の公務員の不正行為の処罰を可能にするものであるとされている。逆の意味では、MIPOは構成要件としての明確性に欠けるという批判もあるため、MIPOを制定法化しようとする議論も存在する。しかし、現状として制定法とならずに、香港でコモンロー上の犯罪としてのMIPOに基づく訴追が現在まで実務的に継続されているのは、そうした柔軟性による「使い勝手の良さ」がひとつの理由であると

<sup>28</sup> New South Wales 州及び Victoria 州

<sup>29</sup> Sin Kam Wah v HKSAR (2005) 8 HKCFAR 192

思われる。すなわち、香港では MIPO が一定程度公職者の汚職の取り締まりに役立っていると社会的に認知されているものといえる。

なお、MIPO の構成要件要素は、コモンロー（判例法）による規範によるものの、その量刑については制定法の規定がある。すなわち、MIPO は、正式起訴を受けうる犯罪（Indictable Offence）として、Criminal Procedure Ordinance (Cap.221)（刑事手続条例）第 101I 条により、7 年以下の懲役又は罰金が科されるものとされている。

前述のとおり、MIPO の主な目的は、政府が市民に対して負う忠実義務を害する行為、政府に対する市民の信頼を失墜させる行為を処罰するものとされている。この点、MIPO は、「その公職の過程又は公職に関して」失当行為がなされることを処罰するが、「失当行為」は、必ずしも公職員の具体的な職務上の義務の履行と関係している必要はなく、失当行為が重大で非難可能性がある場合に、当該失当行為が公職の品位を貶めるような形で公職員の職位と関係があれば足りるものとしたり、「General Sweetener」、すなわち、取締りにおいて手心を加えてもらうことを期待した心付け、として利益を授受した場合も処罰対象とする。具体的には、以下に示す判例の事案を参照していただきたい。

## (2) 「公職における失当行為（Misconduct in the Public Office）」の事例紹介

一つ目は、Sin Kam Wah v HKSAR【<sup>30</sup>】であるが、これは警察の高位の職員（Senior Superintendent of Police）が、ナイトクラブの経営者の斡旋で売春婦による性的奉仕の提供を複数回にわたって受け、さらにその了解の元にその性的奉仕の対価を当該経営者により負担してもらった、すなわち、公職員が、在職中にナイトクラブの経営者の手配により無償で性的奉仕を提供されたというケースである。本件で香港終審法院は、前述②の「公職に関して」の点について、当該便宜の供与と被告人とされた警察職員の具体的な職務上の義務の履行又は不履行との関係の立証までを要求することなく、ナイトクラブ経営者という警察の監督の対象となっている者から無償での性的奉仕をうける行為が、公職（警察職務）に対する評判を貶めるような関係があること、そのことについて被告人の認識があることで足りるものとした。また、警察職員が、ナイトクラブの経営者から上記のような無償の性的奉仕を手配されることについて、重大で非難に値するものとし、結論として被告人の有罪判決を支持した。

もう一つは、Chan Tak Ming v HKSAR【<sup>31</sup>】であるが、公的病院の職員である医師が、在職中にアクセス可能であった病院当局（Hospital Authority）のシステムに保存された患者たちの個人情報を取得し、これを利用して当該患者たちに対して、自らの公的病院の退職後

<sup>30</sup> 前掲脚注 29

<sup>31</sup> Chan Tak Ming v HKSAR (2010) 13 HKCFAR 745

に開業を予定していた民間診療所への勧誘レターを送ったというケースである。本件では、被告人となった医師は、第三者から何らかの利益を受け取ったり、誘引したわけではないため、贈収賄の事例とは異なる。しかし、裁判所は MIPO の成立にあたり、被告人が個人的な利益を受け取ったかどうか、が必然的な要素である、とはしなかった。また、前述⑤「重大さ」の判断において、公職及び公職者の責任の大きさ、公職者が執務する公的目的の重大性及びそれらの責任から乖離する程度の大きさを評価することが必要であることを示した。したがって、特定可能な利益の授受がなくとも、MIPO が成立する可能性があることが示された。

さらにもう一つの判例は、2017年6月に出されたばかりの HKSAR v Hui Rafael Junior also Known as Hui Si-Yan Refael<sup>【32】</sup>であるが、ここでは、前 Chief Secretary (政務司司長)である、通称 Rafael Hui による汚職事件である。Chief Secretary は、香港行政トップの行政長官 (Chief Executive) に告ぐ行政第2位の地位であり、香港の行政会議 (Executive Council) のメンバーでもある非常に高位の公職である。本件で被告人は、著名な不動産開発業者から Chief Secretary 在職直前に当該業者を好意的に扱ってもらうこと (general sweetener to secure “favorable disposition”) として多額の金銭や貸付を受けたこと、等を含む、複数の起訴事実で MIPO その他の構成要件に該当するものとして訴追された。いずれの起訴事実における利益の供与も、被告人の具体的な公職上の義務の履行に直接かかわるものではなかった。このため、このような利益の供与が単に Chief Secretary による「好意的な取り扱いのための心付け (General Sweetener/ favorable disposition)」のために行われた場合に MIPO が成立するか否かの点が争われた。しかし、香港終審法院は起訴事実について、文字通りの収賄ではないことを認めつつ、利益を受け取った行為が Chief Secretary の職務との間で明確な利益相反があることを認めた。裁判所は、高位にある公職者は、政府のみならず香港市民 (People) に対しても義務を負っているものであり、個人の利益ではなく公共の利益のために行動することが期待されているのであるから、当該義務と期待に違反することが強い刑事的非難の根拠となる、として被告人を有罪とした原判決を支持した。

以上の3つの判例の事案に見られるとおり、MIPO は必ずしも、公職員の具体的な職務上の義務の履行と関係しない場合でも成立すること、収賄とされるような特定可能な利益の授受がない場合であっても公職に対する名誉を汚す場合には成立すること、が見て取れる。MIPO は、究極的に、公職員による市民への奉仕義務に利益相反を生じさせる行為や、公職員に対する市民の信頼を裏切る行為を罰するものであり、そのような、公職員に関する贈収賄を含むがそれに限られないより広い公職員の不適切な行為を「失当行為 (Misconduct)」として、を罰するものであることが示されている。以上のような点から、香港では、MIPO は、贈収賄の場面に限らないものの、賄賂防止条例による訴追が不可能な場合を補完する

<sup>32</sup> HKSAR v Hui Rafael Junior also Known as Hui Si-Yan Refael (2017) HKCFA 37

位置づけになるものである、といえる。

## 5. The Independent Committee against Corruption について

### (1) ICAC の独立性

腐敗防止法制の執行における香港の特徴は、腐敗防止関係法の犯罪の捜査機関が、通常の警察権力から切り離され、独立していることである。1974年に施行された Independent Commission Against Corruption Ordinance (Cap. 204) <sup>【33】</sup> (以下「ICAC 条例」という。) により設立された The Independent Commission Against Corruption (ICAC) は、警察権力とは別の、腐敗防止関係法の違反に対処するための独立機関である。1973年に、賄賂防止条例の前身である反腐敗条例 (Anti-Corruption Ordinance) の嫌疑で捜査を受けていた高位の警察職員 (Chief Superintendent) が香港から逃亡したことがきっかけで、警察権力から独立した腐敗防止のための機関の必要性が叫ばれたことが ICAC の設立経緯である。同じコモンロー圏に属する、オーストラリアのいくつかの州 <sup>【34】</sup> やコモンロー圏のいくつかの国 <sup>【35】</sup> でも Independent Commission Against Corruption と同名の独立捜査機関があることに示されるとおり、香港の ICAC の制度設計はコモンロー圏の法制度の影響を受けたものであるといえる。

ICAC の特徴は、その名のとおり他の政府機関から独立していることであるが、具体的には次のとおりの組織体制となっている。すなわち、ICAC の長官 (Commissioner) は香港行政のトップである行政長官 (Chief Executive) によって任命され、その直轄のコントロールを受けることとなっている。これにより、ICAC は、行政長官以外の全ての公職員から、地位の高低や職位によって捜査を阻害されることを防止している。この点、唯一 ICAC に支配権を及ぼすことのできる行政長官 (Chief Executive) 自身の贈収賄行為をどう取り締まるか、という問題があるが、行政長官 (Chief Executive) の腐敗防止関係法の犯罪に関する捜査及び訴追については、特別の規定がある。すなわち、賄賂防止条例の一部の規定 (賄賂防止条例第 4,5,10 条) は現職の行政長官も処罰対象としているが、現職の行政長官に対してこれら嫌疑がある場合は、ICAC 長官は嫌疑案件を法務長官 (Secretary for Justice) に提出し <sup>【36】</sup>、法務長官が嫌疑十分であると判断した場合、案件を立法会 (Legislative Council) に提出し、香港基本法第 73 条(9) <sup>【37】</sup> により行政長官に対する弾劾手続をするか否かを立法会で決定

<sup>33</sup> (<http://www.hkll.org/eng/hk/legis/ord/204/>)

<sup>34</sup> South Australia 州、New South Wales 州

<sup>35</sup> Fiji、Mauritius

<sup>36</sup> 賄賂防止条例 第 31AA 条

<sup>37</sup> Basic Law, Article 73

*The Legislative Council of the Hong Kong Special Administrative Region shall exercise the following powers and functions;*

*„[omitted],,*

*(9) If a motion initiated jointly by one-fourth of all the members of the Legislative Council charges the Chief*



することとなっている。

また、ICAC は他の政府機関から独立はしているものの、捜査において他の政府機関の協力を受けること自体は可能である。すなわち、商業犯罪については香港警察の商業犯罪局 (Commercial Crime Bureau)、上場会社やその従業員の犯罪については、証券先物委員会 (Securities and Futures Commission) による支援を受け、法務庁 (Department of Justice) から時宜に応じて法的な助言を受けるものとされている。

## (2) ICAC の担当業務及び権限

ICAC に課されたミッションは、腐敗防止関係法の執行、腐敗の防止及びその教育の三つとされており、それぞれの担当部署として、①執行部門 (The Operations Department)、②腐敗防止部門 (The Corruption Prevention Department)、及び③地域関係部門 (The Community Relations Department) が存在する。なお、ICAC の職員自体に対するクレームに対処する機関として、ICAC Complaints Committee がある。

ICAC の執行部門 (The Operations Department) は、①賄賂防止条例、②ICAC 条例、及び③Elections (Corrupt and Illegal Conduct) Ordinance (Cap. 554) 【<sup>38</sup>】等の腐敗防止関係法違反に関する通報の受理、検討、捜査をその担当とするが、通報を受けた案件について、訴追可能 (Pursuable) であると判断すると捜査を開始する。

また、ICAC 条例により、ICAC は各種捜査権限を与えられている。すなわち、ICAC 職員は、一定の場合における腐敗防止関係法違反の被疑者の無令状逮捕権限を与えられている【<sup>39</sup>】とともに、裁判所による令状を受けて、帳簿、文書等を検査し、コピーを取得する権限【<sup>40</sup>】や、IRD が保管する特定の文書の調査【<sup>41</sup>】、関連する情報を有すると思われる被疑者又はその他の者に対する情報提供及び事情聴取への出頭要求【<sup>42</sup>】【<sup>43</sup>】、関連する財産の差押え【<sup>44</sup>】、捜索【<sup>45</sup>】、旅券等の提出【<sup>46</sup>】命令をさせることができるなど、広範な捜査権限、証拠収集権限を与えられている。

もつとも、ICAC には当該被疑者を起訴するか否かの判断権限はなく、ICAC が捜査した

---

*Executive with serious breach of law or dereliction of duty and if he or she refuses to resign, the Council may, after passing a motion for investigation, give a mandate to the Chief Justice of the Court of Final Appeal to form and chair an independent investigation committee. The committee shall be responsible for carrying out the investigation and reporting its findings to the Council. If the committee considers the evidence sufficient to substantiate such charges, the Council may pass a motion of impeachment by a two-thirds majority of all its members and report it to the Central People's Government for decision;*

<sup>38</sup> (<http://www.hkllii.org/eng/hk/legis/ord/554/>)

<sup>39</sup> ICAC 条例 第 10 条

<sup>40</sup> 賄賂防止条例 第 13 条

<sup>41</sup> 賄賂防止条例 第 13A 条

<sup>42</sup> 賄賂防止条例 第 14 条

<sup>43</sup> 賄賂防止条例 第 14(1)(d)条

<sup>44</sup> 賄賂防止条例 第 14C 条

<sup>45</sup> 賄賂防止条例 第 17 条

<sup>46</sup> 賄賂防止条例 第 17A 条

案件については、必ず起訴の前に法務庁（Department of Justice）に証拠資料とともに提出され、法務庁（Department of Justice）が ICAC から提出された証拠を検証し訴追が必要と判断した場合にのみ、法務長官（Secretary for Justice）による同意を得て正式起訴されることになる【<sup>47</sup>】。

なお、腐敗防止関係法違反に関する捜査の端緒の圧倒的多数は、ICAC に対する通報であるところ、ICAC は 24 時間ホットラインを設けて通報を受け入れる等、反腐敗に対する通報者（公職員、市民問わず）の協力を大いに活用している。この観点から、ICAC は、②腐敗防止部門（The Corruption Prevention Department）、及び③地域関係部門（The Community Relations Department）の活動を通じて腐敗行動の予防活動、教育・普及活動にも積極的に関与している。

とりわけ、ICAC の②腐敗防止部門（The Corruption Prevention Department）は、腐敗につながる業務や手続きのワークフローの作成・改訂を通じて政府機関や公共機構の実務や運用手続きの改善を支援したり、民間人や主に中小企業等の民間機関からの求めに応じて腐敗防止の助言を行うなどの活動を行っている。③地域関係部門（The Community Relations Department）は、地域コミュニティへの腐敗防止活動の支援や、さまざまなメディアを通じた腐敗防止の広報活動を行っている。

これら、1970 年代前半にさかのぼる腐敗防止法制の施行・運用と、ICAC の 3 つの部門によるこれまでの腐敗防止法制の執行・予防・教育活動により、香港はアジア圏内では、腐敗防止に関しては比較的高い評価を得ているところである。Transparency International によるランキングでも、アジアではシンガポールについて高いランキングを維持している【<sup>48</sup>】。ICAC は、近年、特に政府の高位職員の腐敗行動に対する取締りに対しては積極的な取り組みを行っており、4.において前述した MIPO に基づく高位の公職者の訴追等、社会的に耳目を集める案件の立件をコンスタントに行ってきており、社会的には腐敗防止の執行機関として一定程度の評価を受けているといえることができる。

**資料：**

賄賂防止条例に基づく Public Body（公共機構）の一覧（2017 年 10 月時点の賄賂防止条例附表 1）

English name	Chinese name
the Government	政府
the Executive Council	行政會議

<sup>47</sup> 賄賂防止条例 第 31 条

<sup>48</sup> 2015 年は 18 位、2016 年は 15 位

the Legislative Council	立法會
any District Council	各區議會
Any board, commission, committee or other body, whether paid or unpaid, appointed by or on behalf of the Chief Executive or the Chief Executive in Council	由行政長官或行政長官會同行政會議委出, 或由他人代行政長官或行政長官會同行政會議委出的各類委員會或其他機構, 不論該委員會或機構是否獲得酬勞
any board, commission, committee or other body specified in Schedule 1 (as listed below)	附表1指明的各類委員會或其他機構
Hong Kong Telecom International Limited	香港國際電訊有限公司
China Light and Power Company Limited	中華電力有限公司
The Chinese University of Hong Kong	香港中文大學
Hong Kong Arts Development Council	香港藝術發展局
Fish Marketing Organization	魚類統營處
Hong Kong and China Gas Company Limited	香港中華煤氣有限公司
Hong Kong and Yaumati Ferry Company Limited	香港油蔴地小輪船有限公司
Hong Kong Air Cargo Terminals Limited	香港空運貨站有限公司
Hong Kong Building and Loan Agency	香港建屋貸款有限公司
Hong Kong Commercial Broadcasting Company Limited	香港商業廣播有限公司
Hong Kong Electric Company Limited	香港電燈有限公司
Hong Kong Export Credit Insurance Corporation	香港出口信用保險局
Hong Kong Housing Authority	香港房屋委員會
Hong Kong Housing Society	香港房屋協會
The Hong Kong Polytechnic University	香港理工大學
Hong Kong Productivity Council	香港生產力促進局
Hong Kong Settlers Housing Corporation Limited	香港平民屋宇有限公司
Hong Kong Telephone Company Limited	香港電話有限公司
Hong Kong Tourism Board	香港旅遊發展局
Hong Kong Trade Development Council	香港貿易發展局
Hong Kong Tramways Limited	香港電車有限公司
Kowloon Motor Bus Company (1933) Limited	九龍汽車(1933)有限公司
Ocean Park Corporation	海洋公園公司
Peak Tramways Company Limited	山頂纜車有限公司
Asia Television Limited	亞洲電視有限公司
Hong Kong Jockey Club	香港賽馬會

The Hong Kong Jockey Club (Charities) Limited	香港賽馬會(慈善)有限公司
"Star" Ferry Company Limited	天星小輪有限公司
Television Broadcasts Limited	電視廣播有限公司
The Community Chest of Hong Kong	香港公益金
University of Hong Kong	香港大學
Vegetable Marketing Organization	蔬菜統營處
MTR Corporation Limited	香港鐵路有限公司
The Hong Kong Examinations and Assessment Authority	香港考試及評核局
Consumer Council	消費者委員會
The Vocational Training Council	職業訓練局
The Kowloon-Canton Railway Corporation	九廣鐵路公司
New Lantao Bus Company (1973) Limited	新大嶼山巴士(1973)有限公司
Hong Kong Baptist University	香港浸會大學
City University of Hong Kong	香港城市大學
The Hong Kong Academy for Performing Arts	香港演藝學院
The Hong Kong University of Science and Technology	香港科技大學
Communications Authority	通訊事務管理局
Hong Kong Council on Smoking and Health	香港吸煙與健康委員會
Urban Renewal Authority	市區重建局
Securities and Futures Commission	證券及期貨事務監察委員會
The Open University of Hong Kong	香港公開大學
Travel Industry Council of Hong Kong	香港旅遊業議會
Hong Kong Council for Accreditation of Academic and Vocational Qualifications	香港學術及職業資歷評審局
The Hospital Authority (including any committee established by the Hospital Authority)	醫院管理局(包括任何由醫院管理局設立的委員會)
The Airport Authority	機場管理局
Metro Broadcast Corporation Limited	新城廣播有限公司
Hong Kong Academy of Medicine	香港醫學專科學院
Lingnan University	嶺南大學
Citybus Limited	城巴有限公司
Tate's Cairn Tunnel Company Limited	大老山隧道有限公司
Tradelink Electronic Commerce Limited	貿易通電子貿易有限公司

Travel Industry Compensation Fund Management Board	旅遊業賠償基金管理委員會
Western Harbour Tunnel Company Limited	香港西區隧道有限公司
Wharf Cable Limited	九倉有線電視有限公司
The Legislative Council Commission	立法會行政管理委員會
The Education University of Hong Kong	
Hong Kong Quality Assurance Agency	香港品質保證局
Equal Opportunities Commission	平等機會委員會
The Security and Guarding Services Industry Authority	保安及護衛業管理委員會
Legal Aid Services Council	法律援助服務局
Route 3 (CPS) Company Limited	三號幹線(郊野公園段)有限公司
Privacy Commissioner for Personal Data	個人資料私隱專員
Authorized Persons Registration Committee	認可人士註冊事務委員會
Structural Engineers Registration Committee	結構工程師註冊事務委員會
Contractors Registration Committee	承建商註冊事務委員會
The Estate Agents Authority	地產代理監管局
Long Win Bus Company Limited	龍運巴士有限公司
Long-term Prison Sentences Review Board	長期監禁刑罰覆核委員會
Electoral Affairs Commission	選舉管理委員會
Mandatory Provident Fund Schemes Authority	強制性公積金計劃管理局
New World First Bus Services Limited	新世界第一巴士服務有限公司
The Hong Kong Mortgage Corporation Limited	香港按揭證券有限公司
Hong Kong Note Printing Limited	香港印鈔有限公司
Exchange Fund Investment Limited	外匯基金投資有限公司
The Stock Exchange of Hong Kong Limited	香港聯合交易所有限公司
Hong Kong Futures Exchange Limited	香港期貨交易所有限公司
Hong Kong Securities Clearing Company Limited	香港中央結算有限公司
The SEHK Options Clearing House Limited	香港聯合交易所期權結算所有限公司
HKFE Clearing Corporation Limited	香港期貨結算有限公司
Hong Kong Exchanges and Clearing Limited	香港交易及結算所有限公司
Hong Kong Science and Technology Parks Corporation	香港科技園公司
The Ombudsman	申訴專員
A company recognized as an investor compensation	根據《證券及期貨條例》(第571章)第79(1)條

company under section 79(1) of the Securities and Futures Ordinance (Cap 571)	認可為投資者賠償公司的公司
Hong Kong Deposit Protection Board	香港存款保障委員會
Geotechnical Engineers Registration Committee	岩土工程師註冊事務委員會
Hong Kong Sports Institute Limited	香港體育學院有限公司
Construction Industry Council	建造業議會
Construction Industry Training Board	建造業訓練委員會
Financial Reporting Council	財務匯報局
Commissioner on Interception of Communications and Surveillance	截取通訊及監察事務專員
Hong Kong IEC Limited	香港國際展覽中心有限公司
Independent Police Complaints Council	獨立監察警方處理投訴委員會
West Kowloon Cultural District Authority (including any committees established under the West Kowloon Cultural District Authority Ordinance (Cap 601))	西九文化區管理局(包括根據《西九文化區管理局條例》(第601章)設立的任何委員會)
Any entity established under section 5(2)(h) of the West Kowloon Cultural District Authority Ordinance (Cap 601)	根據《西九文化區管理局條例》(第601章)第5(2)(h)條設立的任何實體
Digital Broadcasting Corporation Hong Kong Limited	香港數碼廣播有限公司
Minor Works Contractors Registration Committee	小型工程承建商註冊事務委員會
Inspectors' Registration Committee	檢驗人員註冊事務委員會
Phoenix U Radio Limited	鳳凰優☐ 廣播有限公司
The disciplinary board panel established under section 108 of the Lifts and Escalators Ordinance (Cap 618), including a disciplinary board established under section 110 of that Ordinance	根據《升降機及自動梯條例》(第618章)第108條設立的紀律審裁委員團 包括根據該條例第110條設立的紀律審裁委員會
The appeal board panel established under section 116 of the Lifts and Escalators Ordinance (Cap 618), including an appeal board established under section 118 of that Ordinance	根據《升降機及自動梯條例》(第618章)第116條設立的上訴委員團 包括根據該條例第118條設立的上訴委員會
Hong Kong Internet Registration Corporation Limited	香港互聯網註冊管理有限公司
Hong Kong Domain Name Registration Company Limited	香港域名註冊有限公司
Hong Kong Applied Science and Technology	香港應用科技研究院有限公司

Research Institute Company Limited	
Hong Kong Cyberport Management Company Limited	香港數碼港管理有限公司
The wholly owned subsidiary of the Securities and Futures Commission that is established under section 5(4)(da) of the Securities and Futures Ordinance	根據《證券及期貨條例》(第571章)第5(4)(da)條成立的、屬於證券及期貨事務監察委員會的全資附屬公司
Competition Commission	競爭事務委員會
Construction Workers Registration Board	建造業工人註冊委員會
HK Television Entertainment Company Limited	香港電視娛樂有限公司
Insurance Authority	保險業監管局
Any wholly-owned subsidiary of the Insurance Authority established under section 4B(2)(g) of the Insurance Ordinance (Cap. 41)	保險業監管局的任何全資附屬公司(根據《保險業條例》(第41章)第4B(2)(g)條成立者)
Property Management Services Authority (including any committees established under the Property Management Services Ordinance (Cap. 626))	物業管理業監管局(包括任何根據《物業管理服務條例》(第626章)設立的委員會)
Hong Kong Green Building Council Limited	香港綠色建築議會有限公司
BEAM Society Limited	建築環保評估協會有限公司
Fantastic Television Limited	(奇妙電視有限公司)
Private Columbaria Licensing Board established under section 8 of the Private Columbaria Ordinance	根據《私營骨灰安置所條例》(2017年第8號)第8條設立的私營骨灰安置所發牌委員會
Private Columbaria Appeal Board established under section 83 of the Private Columbaria Ordinance	根據《私營骨灰安置所條例》(2017年第8號)第83條設立的私營骨灰安置所上訴委員會

Public Servant (公職人員) の定義に関する Public Body (公共機構) の一覧 ((2017年10月時点の賄賂防止条例附表2))

English name	Chinese name
The Stock Exchange of Hong Kong Limited	香港聯合交易所有限公司
Hong Kong Futures Exchange Limited	香港期貨交易所有限公司
Hong Kong Securities Clearing Company Limited	香港中央結算有限公司
The SEHK Options Clearing House Limited	香港聯合交易所期權結算所有限公司

HKFE Clearing Corporation Limited	香港期貨結算有限公司
Hong Kong Exchanges and Clearing Limited	香港交易及結算所有限公司
A company recognized as an investor compensation company under section 79(1) of the Securities and Futures Ordinance (Cap. 571)	根據《證券及期貨條例》(第571章)第79(1)條認可為投資者賠償公司的公司
Financial Reporting Council	財務匯報局
Hong Kong Internet Registration Corporation Limited	香港互聯網註冊管理有限公司
Hong Kong Green Building Council Limited	香港綠色建築議會有限公司
BEAM Society Limited	建築環保評估協會有限公司